

船舶事故等調査報告書

平成26年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第75号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年11月22日（金） 09時00分ごろ
発生場所	岩手県陸前高田市 樅島 ^{つばき} 東方沖 陸前高田市所在の陸前樅島灯台から真方位090° 12.8海里付近 （概位 北緯38° 56.2′ 東経141° 59.4′）
事故等調査の経過	平成25年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 ^{ただいでみょうじん} 只出明神丸、10トン IT2-3950（漁船登録番号）、個人所有 B 遊漁船 ^{こうとく} 幸徳丸、6.6トン IT2-5007（漁船登録番号）、個人所有 第210-42166号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A バルバスバウに亀裂及び擦過傷 B 左舷中央部外板に凹損等、操舵室左舷側ドアに破損
事故等の経過	A船は、船長Aほか甲板員2人が乗り組み、船長Aが、操舵室でGPSプロッターの画面を見ながら、遠隔操縦装置で操船し、甲板員2人が船尾甲板上で刺し網の網入れ作業を行い、次の網を入れようとして左旋回したところ、平成25年11月22日09時00分ごろ、樅島東方沖において、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、樅島東方沖で漂泊し、船長Bが操舵室で見張りを行い、釣り客6人が左舷側と右舷側にそれぞれ3人ずつ位置して釣りを行っていた。 船長Bは、B船の船首付近を左方に通過するA船を初認したが、A船が左舷至近に接近したため、驚き、衝突を避ける余裕がなく、A船とB船が衝突した。 A船及びB船は、それぞれ自力航行して岩手県大船渡市大船渡港に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長Aは、網を設置した場所に目印としてボンデンを設置してい

	<p>た。</p> <p>A船の操舵室左舷側には、GPSプロッター、レーダー、魚群探知機等が配置されており、船長Aは、台に上がって左舷方を見通すことができたが、本事故時、台に上がって目視による見張りを行っていなかった。</p> <p>船長Aは、刺し網を設置した付近に他船はいないと思い、B船に気付いていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、樺島東方沖で刺し網の網入れ作業中、船長Aが、付近には他船がないものと思い込み、GPSプロッターの画面を見ることに意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、樺島東方沖で漂流して釣り中、船長Bが、船首付近を通過したA船を認めた後、A船が至近に接近して気付いたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、樺島東方沖において、A船が刺し網の網入れ作業中、B船が漂流して釣り中、船長Aが見張りを行っておらず、また、船長BがA船が至近に接近して気付いたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、操業中及び遊漁中、他船の動向に注意を払うとともに、船舶が近くにいる場合、無線で連絡を取るなどし、相手船の動静を把握すること。 ・ 網を設置した場所付近や操業中の漁船の動向には、特に注意を払うこと。